

低所得世帯への日常生活費等のつなぎ資金に関する相談は

たすけあい資金貸付制度

鹿角市社会福祉協議会が独自に行っている貸付制度で、低所得世帯の方を対象に日常生活費等のつなぎ資金を無利子で貸付ける資金です。

- 対象となる方
- ・市内に住所を有する方（世帯単位での貸付です）
 - ・生活困窮状態が慢性的ではなく、一時的に生活に困窮している世帯
 - ・市内に住所を有する保証人が必要（同一世帯の方や、既にたすけあい資金の保証人になられている方、保証能力のない方は保証人となることはできません）

貸付金額	上限5万円
返済期間	貸付後1年以内
利子	無利子



申請から貸付までの流れ

1. お電話いただくか、社協事務所へお越しください。
相談内容を詳しくお伺いします。
(相談内容により、貸付に該当にならない場合がございます。)
↓
2. 貸付の対象となる方は、「たすけあい資金借入申込書」及び「たすけあい資金借用証」に必要事項を記入の上、社会福祉協議会へ申請します。なお、申請には、原則として市内に住所を有する保証人が必要となり、「申込書」及び「借用書」の保証人記入欄へは、住所・氏名等を保証人が自署する必要があります。また、申請には、「申込書」「借用書」のほか、申込人が居住する地区の民生委員からの意見「たすけあい資金申込者（担当民生委員の意見）」が必要になります。
↓
3. 提出された申込書及び担当民生委員の意見により、社協担当職員が保証人への承諾確認、担当民生委員への状況確認を行った上で、事務局審査を経て、可否を申込人へお知らせいたします。
↓
4. 原則として申込人が来所し、申し込まれた金額をお渡しします。なお、資金交付の際には、領収書及び借用書（借用月日）を記入していただきます。
↓
5. 貸付後1年以内の償還となります。償還方法は、原則として事務所へお出で頂きますが、何らかの事情により、お出で頂けない場合は、社協の口座に送金して頂きます。なお、期間内で償還頂けない場合は、申込人及び保証人へ督促を行います。

お問い合わせは

鹿角市社会福祉協議会（Tel23-2165 担当：松岡・浅岡・浅水）まで、ご相談ください。